

平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画

I 監査の方針

平成17年度における国立大学法人上越教育大学の内部監査は、国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）及び国立大学法人上越教育大学内部監査実施細則（平成16年細則第40号）に基づき、業務管理全般の適正かつ効率的な運営を図るとともに、財務会計の適正を期することを目的として実施する。

II 監査の内容

1 業務監査

国立大学法人としての諸規程の整備、組織の設置、中期計画及び年度計画を踏まえた業務の計画等、中期計画等の達成に向けた条件の整備状況を重点的に、次の項目について書面監査及び実地監査を行う。

なお、各項目の具体的事項については、別に定める。

- (1) 国立大学法人としての諸手続状況
- (2) 規程、規則等の整備及び関係諸法令との整合性の状況
- (3) 中期目標・中期計画及び平成17年度年度計画に沿った事業計画、事業執行状況
- (4) 組織運営体制の状況
- (5) 環境保全に関する状況
- (6) 安全管理に関する状況
- (7) 防災管理体制の整備状況
- (8) 窓口業務の対応状況
- (9) 経費節減の推進状況
- (10) センター及び附属学校の管理運営状況
- (11) その他監査ために必要な事項

2 財務会計監査

財務会計システムの整備及び運用状況、国からの出資等財産の現況及び使用状況並びに資産管理状況を重点的に、次の項目について書面監査及び実地監査を行う。

なお、各項目の具体的事項については、別に定める。

- (1) 合計残高試算表、収支に関する証拠書類等に基づく突合
- (2) 現金・預金残高確認、資金管理運用に関する書類等に基づく突合
- (3) 財務諸表及び事業報告書（財務会計に関する部分）並びに決算報告書
- (4) 会計検査院、その他外部機関による実地検査指摘事項の処置状況

III 監査の実施時期

1 定期監査

上記IIの監査の内容に基づき、各項目の進行状況に応じて、主任監査員がその都度、「内部監査実施計画書」を作成し、監査対象部局へ通知の上、実施する。

なお、定期監査の種類は、次のとおりとする。

(1) 業務監査の場合

年度終了後における年次監査

(2) 財務会計監査の場合

- ① 国立大学法人上越教育大会計規則（平成16年規則第16号）第6条に定める会計機関及び国立大学法人上越教育大学預り金事務取扱細則（平成16年細則第10号）第3条に定める管理責任者並びに経理責任者（以下「会計機関等」という。）に係る業務その他財務会計に関わる全般の監査
- ② 科学研究費補助金に関する事項
- ③ 年度末における金庫検査

2 臨時監査

定期監査以外に、必要に応じて次のとおり監査を実施する。

- (1) 会計機関等の交代検査
- (2) その他学長が必要と認める事項

IV 監査の方法

1 業務監査

- (1) 全部局等を監査対象とし、中期計画への対応方針、年度計画の実施状況等について、関係書類に基づいての概況聴取、また、必要に応じて個別聴取を行う。
- (2) その他必要な事項を監査する。

2 財務会計監査

- (1) 会計機関等を監査対象とし、財務会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を監査する。
- (2) 会計機関等を監査対象とし、年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査する。
- (3) 全部局等を監査対象とし、物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を監査する。
- (4) その他必要な事項を監査する。

V その他の事項

1 監事との連携

監査を行うに当たっては、監事と密接に連携して行い、監査の効率化に努める。

2 学長（役員会）への報告

- (1) 監査結果は、遅滞なく報告書を作成の上、学長（役員会）に報告する。
- (2) 学長から改善指示が出された場合は、改善措置の状況について事後監査を行う。

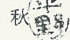
別記第2号様式（第7条関係）

監査結果報告書

平成17年11月8日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年4月～10月）分及び平成16年度（平成16年4月～平成17年3月）継続分まで
- 2 監査対象部局 平成17年度に交付を受けている科学研究費補助金補助金（平成16年度からの継続を含む。）の対象者（別紙のとおり）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 別紙（文部科学省様式）のとおり
- 5 是正改善を要する事項 該当なし


別記第2号様式（第7条関係）

監査結果報告書

平成17年11月8日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の臨時監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記


- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年4月から監査実施日まで）
- 2 監査対象部局 平成17年度分の財務会計
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 財務会計の執行に係る会計書類の監査
財務会計により購入した設備・備品及び図書の実物実地監査
その他財務会計に関する監査
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監査結果報告書

平成18年2月20日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記


- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年11月から監査実施日まで）
（会計検査院の会計実地検査に備えて、平成17年11月に臨時の内部監査を実施したので、それ以降）
- 2 監査対象部局 総務部（総務課、企画室、研究連携室、附属学校事務室、財務課、施設マネジメント課）
学務部（教育支援課、学生支援課、就職支援室、入試課、学術情報課）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 財務会計の執行に係る会計書類の監査
財務会計により購入した設備・備品及び図書の実物実地監査
その他財務会計に関する監査
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監査結果報告書

平成18年3月31日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の臨時監査（会計機関等の交代監査）を平成18年3月31日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度末
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書
（会計機関等の交代監査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監査結果報告書

平成18年4月3日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平野 秀秋



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査（年度末における金庫監査）を平成18年4月3日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年4月 ～ 平成18年3月
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書（年度末における金庫監査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監査結果報告書

平成18年5月12日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平野 秀秋



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき定期監査として、業務及び財務会計に関わる年次監査を平成18年5月12日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度業務（平成17年4月～平成18年3月）
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書（業務及び財務会計に関わる年次監査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

国立大学法人上越教育大学 監事の補佐体制及び内部監査体制

